

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社ハウフィールド
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 館野 直樹
- (3) 所在地：埼玉県深谷市岡 3 7 8 7 番地 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

平成 3 0 年 3 月 1 3 日認定「認 1704010140」「認 1704010141」「認 1704010142」  
平成 3 1 年 2 月 2 7 日認定「認 1804066535」「認 1804066536」「認 1804066537」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 2 年 9 月 11 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったこと、及び、外国人技能実習機構の職員に対し虚偽の帳簿書類の提示をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。